

# 代理引率・監督について

福島県中学校体育連盟

## 1 代理引率・監督の特例が認められる条件

東北中学校体育大会・全国中学校体育大会へ生徒が参加する際に、当該校に参加する常設部がない場合で、学校の事情により校長がやむを得ないと判断したときに限り特例を認める。

従って、この特例は、安易に代理引率・監督を認めるものではない。

## 2 代理引率・監督に関する内容

(1) 出場生徒が所属する中学校の校長は、同一市町村内の他校の校長・教員に対してのみ、代理引率・監督を委任することができる。その際には、各大会要項で定められている別紙様式に必要事項を記入し、関係校及び関係者に送付するとともに、所定の様式(県中体連HPよりダウンロード)により加盟する支部中学校体育連盟に報告する。

なお、他校の部活動指導員及び外部コーチ、保護者は代理引率・監督として認めない。

(2) 代理引率・監督の任務は、移動を含めた大会参加における出場生徒の健康・安全の確保、監督者会議への代理出席とその内容の伝達及び抗議に関することなどである。

(代理監督は監督権の行使にあたって、出場生徒の不利益とならないよう配慮する。)

(3) 引率に関わる費用については、事前に双方で確認する。

(4) 代理引率・監督は大会期間中選手に同行し、不測の事態に備える。

(5) 代理引率・監督を認める個人競技は、次の12競技とする。ただし、団体戦は該当しない。

- |          |        |                 |       |
|----------|--------|-----------------|-------|
| ① 陸上競技   | ② 体操競技 | ③ 新体操           | ④ 卓球  |
| ⑤ 柔道     | ⑥ 剣道   | ⑦ 水泳競技(飛び込みも含む) |       |
| ⑧ バドミントン | ⑨ 相撲   | ⑩ ソフトテニス        | ⑪ スキー |
| ⑫ スケート   |        |                 |       |

● 陸上競技・水泳競技のリレーは個人種目としては取り扱わない。

※ ソフトテニスはダブルスのみのため、個人種目として取り扱う。

## 3 その他

(1) 大会に出場するための手続き(大会参加に必要な書類の記入・提出)及び、生徒への指導等は参加生徒が所属する当該校(校長)が行う。

(2) 引率者は次の配慮事項を遵守すること。

- ① 選手の安全やマナー等の指導を行う。
- ② 生徒の服装・持ち物については、各学校のきまりに従う。
- ③ 大会の結果と、帰校(帰宅)報告をすみやかに校長に行う。
- ④ 宿泊する場合は、学校(大会本部)の指示に従う。
- ⑤ その他、引率に必要な事項を指導する。

## 【傷害保険の加入について】

### 1 「引率者の事故について」

- (1) 当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員が引率した場合には、労働災害保険が適用となる。
- (2) 当該生徒を指導している外部・校外コーチが引率した場合には、補償がないので任意の傷害保険に加入する必要がある。
- (3) 代理監督を依頼された他校校長・教員が引率した場合には、公務災害が適用となる。

### 2 「生徒の事故について（独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象の有無）」

- (1) 当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員が引率した場合には、給付対象となる。
- (2) 当該生徒を指導している外部・校外コーチが引率した場合には、給付対象となる。
- (3) 代理監督を依頼された他校校長・教員による引率に関しては、在籍校における部活動の位置づけが明確でない場合、給付対象とならない可能性がある。

### 3 代理監督引率下での活動の扱いについて

- (1) 在籍校における部活動の位置づけが明確でない場合は日本スポーツ振興センターの給付対象とならない場合がある。
- (2) 以下の事項を在籍校が代理監督を依頼するための条件とする。
  - ① 当該部活動が日本スポーツ振興センターの給付対象となるかどうかを確認すること。
  - ② 給付対象とならない場合、別の保険に加入すること。